

会議の公開方針（案）

1 会議の公開について

本検討会及び小委員会は原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、委員長及び小委員長は、検討会及び小委員会を非公開とすることができる。

委員長及び小委員長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴者の入室について、人数の制限その他必要な制限を課することができる。

2 会議資料等の公開について

公開した検討会及び小委員会の会議資料は、原則として公開するものとする。

公開した検討会及び小委員会の議事要旨は、原則として公開するものとする。

本検討会及び小委員会で取りまとめた検討結果は、公開するものとする。

公開した検討会及び小委員会の会議資料及び議事要旨並びに検討結果は、環境省ホームページへの掲載等により公開するものとする。